特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種 の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御浜町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

御浜町長

公表日

令和7年8月15日

T 即浦桂却

1 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務						
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給						
③システムの名称	宛名・口座システム、予防接種システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サー バー						
2. 特定個人情報ファイル名							
(1)宛名·口座特定個人情報 (2)予防接種特定個人情報							

|(2)予防接種特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

-番号法第9条第1項及び別表第一93の2項

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令)

(平成26年内閣府·総務省令第5号) 別表第一省令第67条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	(別表第二における情:第三欄(情報提供者策特別措置法(平成二令で定めるもの」が含 (別表第二における情:第一欄(情報照会者置法(平成二十四人会で定める事務を定るもの」が含まれる項 2. 行政手続における令で定める事務を定(平成26年内閣府・総(別表第二二省令(第59(※別表第二の1150(※別表第二の1150(情報提供の根拠) (f)が「市町村長」の項の 二十四年法律第三十一 にまれる項(115の2の 情報照会の根拠) (f)が「市町村長」の項の 法律第三十一号)による ((115の2の項) いち年定の個人を識別する があ命令(別表第二省 のよう。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	のうち、第二欄(事務)が「新型インフルエン等対策特別措 る予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定め るための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令)		

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	健康福祉課					
②所属長の役職名	健康福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	総務課 519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1 05979-3-0505					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	健康福祉課 519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1 05979-3-0511					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和7年6月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年6月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実 記載されている。	:施機関については、それぞれ	ル重点項目評価	書又は全項目評価書において、リス	スク対策の詳細が		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	くテムを通じた	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネットワ・	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワーク	システムとの接続	T I]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	照会を行う際は4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、手作業が介在する局面においては、入力者、入力者とは別の者によるダブルチェックを行う等複数人で確認を行い、人為的ミスを防止するリスク対策を講じている。			
9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育	啓発			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>			
11. 最も優先度が高いと	きえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えら れる対策	[6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報参照及ぶ情報入力を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月15日	評価対象の事務の対象人数	令和2年4月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	規則第14条等に基づく修正
		令和2年4月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	規則第14条等に基づく修正
令和7年8月15日	8.人手を介在させる作業	記載なし	十分である 照会を行う際は4情報または住所を含む3情報	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和7年8月15日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら	記載なし	6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目及び記 載の追加